

目 標

我々、いわき経済同友会会員は、企業経営者の異業種交流活動を通して、三つの目的を達成し、仲間の連帯を深め、地域経済の発展と活性化をはかり、夢と希望に満ちあふれた地域社会づくりをめざします。

SEA

いわき経済同友会

IWAKI

3つの目的

- 1つ よい社会をつくろう
- 2つ よい経営者になろう
- 3つ よい経営環境をつくろう

4月号/2012年4月1日発行

3月26日(月)
18:30~

3月まとめ例会開催

会場/聖タリアセン教会
(パレスいわや内)3月5日(月)
18:30~

政策提言室勉強会

いわき建設会館 5階会議室

「福島復興再生特別措置法・復興推進計画による復興特区」



「復興特区法の税制等について」
講師 復興庁 企画官 白井謙彰氏

「福島復興再生特別措置法について」
講師 復興庁 参事官補佐 河村雅之氏

復興庁特区を担当しております企画課の白井と申します。本日は配布資料に基づき、特に税制の特例措置を中心に説明致します。

まず、復興特区の制度設計の考え方ですが被害状況や復興の方向性が、いわき市さんを始めいろいろな地域により様々な取り組みをしていますので、地域の創意工夫を生かしたオーダーメイドの仕組みづくりに苦心しまして制度設計いたしました。この結果227市町村の区域を特例被災地域と設定し、その中で自らの被災状況や復興の方向性に合致した活用可能な特例を選び取り、特例を受けるために必要な計画を作って国に出していただければ、手続きの特例、税制上の優遇措置等が受けられる制度になっています。

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

1. 復興推進計画の作成

↓市町村が単独または県と共同して作成

(民間事業者の提案が可能)

個別の規制、手続きの特例や税制上の特例を受けるための計画

↓内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の分野にわたる規制、手続きの特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

(福島県より申請され、認定に向けて作業中です。)

2. 復興整備計画の作成

↓市町村が単独または県と共同して作成

土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるための計画

↓・必要に応じ、公聴会、公示、縦覧

↓・復興整備協議会で協議・同意

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続きのワントップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

3. 復興交付金事業計画の作成

↓市町村が単独または県と共同して作成

↓内閣総理大臣の認定

復興地域づくりを支援する新たな交付金

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

あらかじめこれらの特例を用意しましたが、これらの特例は国と地方の協議会という枠組の中のもので、要請を戴ければ新たな特例についても協議させていただき、整ったものから法律上の措置をこうじて追加していくようになります。

復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

- (1)被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置
復興産業集積区において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人(「新規立地促進税制」は法人のみ)対象として、思い切った税制上の特例措置を創設。

◎いずれか選択適用

- ・特別償却又は税額控除(選択適用)

特別償却	機械装置	26年3月末まで即時償却	
			(28年3月末50%)
	建物・構築物	28年3月末	25%
特別償却	機械装置	28年3月末まで	15%
	建物・構築物	28年3月末	8%

- ・法人税等の特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の10%を税額控除(20%が限度)

- ・新規立地促進税制

新規立地新設企業を5年間無税
新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入
再投資等した場合の即時償却

研究開発税制…開発研究用資産について即時償却と開発研究用資産について即時償却の12%

- (2)課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置
(3)被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等
(4)出資に係る所得控除

2. 復興特区支援利子補給金制度

復興の中核となる事業者による指定金融機関からの借入に対する利子補給

福島復興再生特別措置法の概要

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により被害を受けた福島の復興・再生について、これまで原子力政策を推進してきたことに国の社会的な責任を踏まえ推進する。
- ・安心して暮らせる環境の実現と、福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重し地域コミュニティの維持、正確な情報の提供などをする。
- ・国の責務として、原子力災害からの福島の復興・再生に関する施策を総合的に策定し継続的に迅速に実施する。

福島復興再生基本方針(閣議決定)

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等
- ・福島復興再生基本方針の変更についての福島県知事の提案

●避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」(県の申出により国が決定)基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進するための計画
→計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備、将来的な住民の帰還を目指す区域の避難指示の解除後の準備のための取組等
- ・国による公共施設の工事の代行等(土地改良、漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、河川、急傾斜地崩壊防止)
- ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例(避難対象区域内に所在していた事業者について)
- ①事業用設備等の特別償却等(解除の日から5年間の即時償却等)
- ②被災被用者を雇用している場合の税額控除(確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%)
(注) 地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保

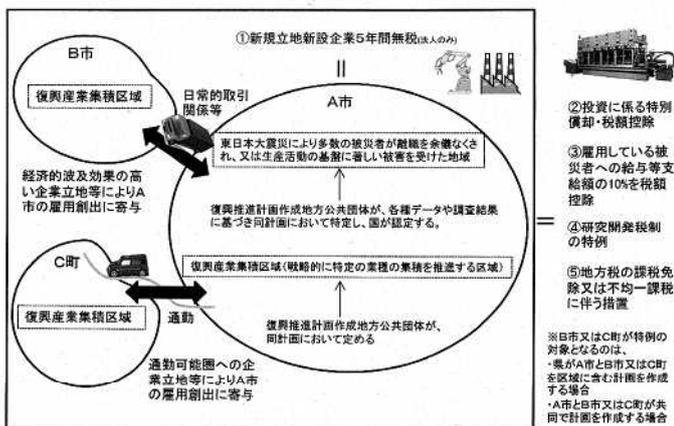
●放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・被ばく放射線量の推計や子どもへの甲状腺がん検診などの健康管理調査の実施に関する必要な措置、健康増進等を図るための施策の支援のための財政上その他の措置
- ・農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、除染等の措置等の迅速な実施等、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
- ・放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進
- ・教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策など

●原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」(県が作成し国が認定)基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興・再生の推進を図るための計画

産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ



計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項

- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
- ・新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出
- ・復興特区法の課税の特例(*)を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（復興特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）
- （*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- ・農林水産業の復興・再生（消費拡大、生産基盤整備、加工・流通合理化、地域資源活用等支援）、中小企業の復興・再生（資金確保、人材育成、研究開発促進等支援）、職業の安定（職業指導、職業紹介、職業訓練等）、観光の振興（旅客来訪促進、観光地の魅力増進、国内外での宣伝、国際交流推進等支援）など

●新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の

整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容

- ・（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進（先端的研究開発推進、成果の活用等支援）、企業立地の促進（立地促進、人材育成・確保等支援）など

（参考）主な福島復興・再生関連予算について

【平成24年度当初予算】

除染や放射線・健康不安の解消など

〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕

○福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁）42億円

○放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施（環境省）3,721億円など

産業の復興、公共事業など

〔事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される〕

○東日本大震災復興交付金（復興庁）

1兆8,479億円（23年度3次補正含む）

○公共事業等（復興庁への一括計上分）

4,881億円など

3月まとめ例会開催

〔あいさつ〕

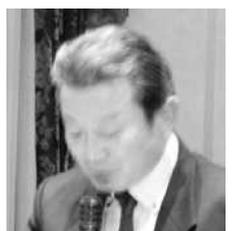
いわき経済同友会 代表幹事 寺主 君男

今日は本年度、集大成のまとめ例会です。グループ長さん、委員長さんより本年度の事業の反省と次年度への引継ぎ事項とございましたら宜しくお願いします。

さて、3月5日に行いました公開講演会「再生可能エネルギー浮体洋上風力発電」につきまして、いくつかの反響のお電話がありました。これは国の復興政策事業であります。私共同友会も9月頃からこの事業を推進して来たこともあり、いわきから福島工専の校長先生と私2人が風力発電関連産業集積基本構想策定委員会委員になりました。本日の朝刊に載っておりました通り、ガス田跡を利用し福島沖20kmに設置し、組み立てはすべて小名浜港になるとのことです。（これから漁業関係の皆さんと調整しながらよい方向にむけたいとの報道です。）私たち地元の経済界としても、こぞって参加し自分の企業にプラスになるようにして頂きたいと思っております。

2月に復興庁がスタートした4日目に、私と田村慎太郎君と二人で復興庁、経済産業省へ足を運び勉強してまいりました。6日には、復興庁から二人の特任担当の講師を迎え東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法の勉強をいたしました。福島県、いわき市が密に連携してやらないと本当の復興にはならないと思っております。

平成23年4月からのいわき経済同友会は、7月までお休みし、8月からスタートし、各グループ長、委員長さんにはアイデアを駆使し、いろいろな事業に取り組んで頂きました。ありがとうございました。





経営秘訣研究(第1)グループ
 経営品質向上(第2)グループ
 スポーツ交流(第3)グループ
 資質向上向上(第4)グループ
 いわきブランド研究会
 政策提言室
 企画総務委員会
 情報委員会
 例会委員会
 会員増強委員会
 研修委員会

グループ長 松崎 貴弘 氏
 副グループ長 田村 慎太郎 氏
 グループ長 松尾 幸治 氏
 グループ長 斎藤 運弥 氏
 副研究会長 須藤 慎太郎 氏
 副室長 小沼 郁互 氏
 委員長 小沼 郁互 氏
 委員長 坂本 和久 氏
 副委員長 三室 啓記 氏
 代理 佐久間一枝 さん
 委員長 小野 賢司 氏



以上の皆さんより、平成23年度の事業の反省が発表されました。
 詳細は別紙報告書をご覧ください。最後に代表幹事より労いの挨拶が
 あり懇親会へと移りました。

まとめ例会懇親会



◆ 皆さんへベラルゴニコムが贈られました
 誕生月プレゼント

左から寺主君男代表幹事、安島浩さん(3月17日生)、
 榎田雪美さん(3月3日生)、鈴木清友さん(3月8日生)

平成24年度 第26回定時総会開催

4月16日(月) ○会場/パレスいわや

○会費/5,000円

○時間/18:30 ~ 総会終了後、懇親会を開催致します。
 定時総会欠席の方は、メール・FAX等にて委任状の提出をお願いいたします。

いわき経済同友会
 ご入会のお薦め

いわき市内の企業経営者ならどなたでも入会できます
 ●会の趣旨に賛同される方は会員の推薦と所定の手続きによりどなたでも参加できます。
 お問い合わせは下記どうぞ。ご入会を心からお待ちしております。

事務局 〒970-8026 いわき市平字童子町4番地-18 いわき建設会館 4F 発行 いわき経済同友会 寺主君男代表幹事
 TEL 0246-23-1200 FAX 0246-23-1211 編集 情報委員会 委員長 坂本和久
 http://www.seaiwaki.jp 副委員長/阿部晴康・岩尾英子・清水雅昭・
 E-mail:doyukai@triton.ocn.ne.jp 鈴木清友・田村慎太郎
 委員/山崎勇一郎